

「ふぐの処理等の規制に関する条例」案に関する意見募集について

〔 令和 3 年 6 月 24 日
食品生活衛生課 〕

1 要旨

これまで各自治体が独自に条例や要綱等で定めていたふぐ処理者の認定基準等について、全国的に平準化を図ることとなり、ふぐの処理者の認定等について必要な事項を規定するため、条例を制定することとし、これについて県民意見募集を実施する。

2 条例制定の経緯

令和 3 年 6 月 1 日施行の食品衛生法の改正により、ふぐは都道府県知事等が認定した者もしくはその監督の下で他の者が処理することと規定された。また、厚生労働省から通知が発出され、これまで各自治体が独自に条例や要綱等で定めていたふぐ処理者の認定基準等について全国的に平準化を図ることとなった。

広島県では「フグの処理等に関する指導要綱」（昭和 59 年 4 月 1 日施行）に基づき規制していたが、国のガイドラインに記載された認定の取消・停止等の行政処分を盛り込むためには、要綱ではなく条例とする必要があり、来年度の施行に向け、県民への周知期間等を考慮し、令和 3 年度 9 月議会への議案提出を予定している。

3 条例の主な内容

国の示した認定基準及びガイドラインに基づき、ふぐの取扱い、ふぐ処理者の認定及びその他都道府県等が定めるべき事項について規定する。（別紙参照）

現行の「フグの処理等に関する指導要綱」との主な変更点は、次のとおり。

	フグの処理等に関する指導要綱	ふぐの処理等の規制に関する条例
知識、技術の確認	講習会（座学、実技）	試験（学科、実技）
受講・受験資格	調理師かつふぐ処理実務経験 2 年以上	学校教育法第 57 条に規定する者（中学校卒業相当）
免許取消・停止の有無	無	有

4 意見募集実施期間

令和 3 年 6 月 28 日（月）～令和 3 年 7 月 28 日（水）

5 今後の予定

令和 3 年 9 月 議案提出

令和 3 年 10 月～ 県報登載、関係機関への通知、県民への周知、試験委員会設立協議

6 根拠

「食品衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 68 号）

「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 10 月 31 日付け生食発 1031 第 6 号）

「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（生食発 0501 第 10 号）

「ふぐの処理等の規制に関する条例」案について

ふぐ処理者の認定等に関する次の内容について条例に規定します。

1 ふぐ処理者の認定

次の要件を満たす者のうち知事に申請した者に対して免許を与えることとし、免許を受けた者をふぐ処理者とします。

- (1) 広島県の実施するふぐ処理者試験に合格した者
- (2) 他の都道府県等のふぐの処理者の免許を受けた者
- (3) 他の都道府県等が行うふぐの処理試験に合格した者

2 ふぐ処理者の免許手続き

上記の者からの申請に基づき、ふぐ処理者名簿に登録することによって免許されます。登録を行った場合には免許証を交付します。

3 ふぐ処理者試験

免許の要件となる知事が実施する「ふぐ処理者試験」について規定します。

4 ふぐ処理者の遵守事項

「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号）に基づき、ふぐ処理者がふぐを処理する際に遵守すべき事項について規定します。

5 ふぐ処理者の免許の取消し等

次に該当する場合は、ふぐ処理者免許の取消し、又はふぐの処理に従事することについて、期間その他条件を定めた停止が行えることとします。

- (1) 不正な手段で免許を受けたとき
- (2) ふぐ処理者の遵守事項に違反したとき
- (3) ふぐの処理に関し、食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき 等

6 その他

- (1) ふぐ処理施設となれる営業許可の種類及びふぐ処理を行う施設の届出について規定します。
- (2) 免許証の書換えや再交付等の手続き、ふぐ処理者試験受験料や免許証交付に係る手数料、ふぐ処理者試験委員等について規定します。
- (3) この条例の施行前にふぐ処理営業を行っている施設は、現在受けている改正前の食品衛生法の許可及び食品衛生に関する条例の認定が有効な間は、引き続きふぐ処理営業を行うことが可能です。
- (4) この条例の施行前にふぐの処理の業務に従事している者は、この条例の施行日から2年を経過する日までは、引き続きふぐ処理を行うことが可能です。
- (5) この条例の施行前に広島県、広島市、呉市及び福山市が行うふぐ処理者講習会を修了した者は、施行日から起算して2年を経過する日までは、ふぐ処理者免許の交付申請を行うことで広島県知事の免許を受けることが可能です。